

令 和 3 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 錄

第 2 回臨時会 3月29日 開 会  
3月29日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

令和 3 年 3 月 29 日（月曜日）

## 第 2 回南三陸町議会臨時会会議録

令和3年第2回南三陸町議会臨時会会議録第1号

---

令和3年3月29日（月曜日）

---

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	最知明広君

総務課長	高橋 一清君
企画課長	及川 明君
企画課震災復興企画調整監	桑原 俊介君
保健福祉課長	菅原 義明君
農林水産課長	千葉 啓君
商工観光課長	佐藤 宏明君
建設課長	及川 幸弘君
上下水道事業所長	佐藤 正文君

#### 教育委員会部局

教育長	齊藤 明君
教育総務課長	阿部 俊光君

---

#### 事務局職員出席者

事務局長	男澤 知樹
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	小野 寛和

---

#### 議事日程 第1号

- |   |          |    |
|---|----------|----|
| 令和3年3月29日（月曜日）  | 午前10時00分 | 開会 |
| 第1 会議録署名議員の指名   |          |    |
| 第2 会期の決定  |          |    |
| 第3 諸般の報告  |          |    |
| 第4 行政報告   |          |    |
| 第5 議案第68号 南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について |          |    |
| 第6 議案第69号 令和2年度南三陸町一般会計補正予算（第10号）                                   |          |    |
- 

#### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで

午前10時00分 開会

○議長（三浦清人君） おはようございます。御苦労さまです。

本年度最後の臨時議会であります。よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年

第2回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、報道機関から取材を目的とした撮影及び録音を行いたい旨の申入れがあり、傍聴規則

第8条ただし書の規定により、議長においてこれを許可しております。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、2番倉橋誠司君、3番佐藤雄一君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（三浦清人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日にしてよいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席者につきましては、お手元に配付いたとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、本会議開会前に作業が行われた「議案関係参考資料」の差し替えの件について、当局から発言したい旨の申入れがありますので、これを許可いたします。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） おはようございます。

それでは、ただいま議長からお許しいただきましたけれども、皆様のお手元に配付してございました議案関係参考資料の一部に誤りがございました。誠に申し訳ございません。これから訂正の箇所について御説明申し上げます。お手元の正誤表を御覧いただきたいと思います。

黒丸の1つ目、議案関係参考資料4ページについてでございます。改正される条項の欄「第59条15」とありますが、正しくは「第59条の15」でございまして「の」が脱字となっておりました。また、その右側改正の内容の欄1行目後段「得得」とございますが、正しくは「得」一文字でございまして、字句の訂正でございます。

次に、黒丸の2つ目、議案関係参考資料5ページについてですが、改正の内容の欄1行目「安全サービス提供管理委員会の」とございますが、正しくは「サービス担当者」でございまして、会議名の誤りでございます。

次のページにお進みください。黒丸の1つ目、議案関係参考資料5ページについてですが、改正される条項の欄「第118条、第121条」とありますが、正しくは「第121条」のみでございますので、字句の削除でございます。

次に、黒丸の2つ目、議案関係参考資料13ページについてですが、改正の内容の欄3行目、「（準用により全サービスに適用）」とございますが、これは不要でございますので字句の削除でございます。

次のページにお進みください。黒丸がございまして、議案関係参考資料24ページについてですが、新旧対照表の現行の欄2行目から3行目にかけて6文字分の下線が多く引いておりました。下線の削除でございます。

次のページにお進みください。議案関係参考資料40ページについてですが、新旧対照表、改正案の欄4行目後段から5行目にかけて不要な字句が記載されておりました。字句の削除でございます。

次のページにお進みください。議案関係参考資料65ページについてですが、新旧対照表の改正案の欄、改正される部分の下線が記載されておりませんでした。下線の記載漏れでございます。

正誤については以上でございますが、これまで再三の御指摘をいただきながらかかる事態となりましたこと、担当課長として深くおわび申し上げます。今後かかることのないよう気を引き締めてまいります。このたびは誠に申し訳ございませんでした。

○議長（三浦清人君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 今、課長から説明がございましたが、課長会議等においても再三にわ

たり指示をしていたにもかかわらず、こういった誤りが発生してしまいました。誠に申し訳ございませんでした。今後におきましてはさらに徹底するよう指示したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（三浦清人君） 日程第4、行政報告を行います。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、令和3年第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多忙の中御出席を賜り感謝を申し上げます。

御案内のとおり、本臨時会は、条例の改正及び令和2年度一般会計補正予算についてお諮りすることとし、招集したものであります。

令和3年第1回定例会以降における主な行政活動につきましては、お配りいたしております日程表のとおりでありますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。

午前10時07分 休憩

---

午前10時08分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係の行政報告に対する質疑を許します。6番佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 大分工事あるんですが、工期の関係ですけれども、全般に令和3年3月31日となっていますが、これは当然繰越しになると思うんですが、ここ最終工期等があるんでしたらお示しをお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（佐藤正文君） おはようございます。

まず、入札結果の一番上の令和2年度入谷地区台風19号配水管復旧工事（その2）であります、これにつきましては、建設課が行う橋梁の工事の進捗によって工期が変動するというところでありますが、それにつきましては今年いっぱい、あるいは1月ぐらいまでかかるかもしれないというような情報が入っております。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） おはようございます。

ただいま御質問ありました2点目の工事でございます。令和2年度清水浜駅駅前広場整備工事でございます。こちらにつきましても繰越工事ということで、令和3年の7月いっぱいの完了を見込んでございます。

3件目、令和元年度林道樋の口支線災害復旧町単工事（その1）でございます。こちらにつきましては、令和3年の6月をめどとしてございます。

1枚おめくりをいただきまして、4工事目でございます。令和元年度林道滝浜線災害復旧町単工事（その1）でございます。こちらにつきましても、令和3年の6月の完成を見込んでございます。

5つ目でございます。令和元年度林道金ヶ沢線災害復旧町単工事（その1）でございます。こちらにつきましては、令和3年の7月いっぱいを完成めどとしてございます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに。（「なし」の声あり）ないようありますので、これにて終了いたします。  
これで行政報告を終わります。

---

日程第5 議案第68号 南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第68号南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第68号南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、関係する厚生労働省令の改正に対応すべく、必要な改正を行うものであります。細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、細部説明をさせていただきます。

議案書については2ページから、議案関係参考資料については3ページからになります。御覧のとおり相当のボリュームでございますので、説明が長くなりますことをあらかじめ御承知願いたいと思います。

本案の改正につきましては、本4条例が準拠しております指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準という厚生省令がございますけれども、これが改正されたことに伴う所要の改正というものでございまして、大きく申し上げますと、昨今の介護人材不足や新型コロナウイルス感染症への対策を踏まえ、介護施設や事業所における人員の配置基準や感染症対策について必要な見直しを行ったというものでございます。本改正条例では、4つの条例について同じような改正内容で改正することから、各条例を1条ずつ取り上げております。

議案書2ページを御覧ください。5行目、第1条として、南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正として、様々な改正を行っております。なお、この地域密着型サービスと申しますのは、町内の介護サービスのうち南三陸町民のみが使えるサービスというものです。

次に、議案書14ページを御覧ください。中段やや上ほどに第2条として、南三陸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正がございます。ここでも第1条と同じような内容で様々な改正を行っております。なお、この地域密着型介護予防サービスと申しますのは、町内の介護サービスのうち南三陸町民のみが使える介護予防サービスというものです。

次に、議案書20ページを御覧ください。6行目、第3条として、南三陸町指定介護予防支援事業者の指定に関する必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正がございます。ここに出てまいります介護予防支援事業と申しますのは、地域包括支援センターで行う介護予防計画の策定業務でございます。

さらに、議案書22ページを御覧ください。中段に第4条として、南三陸町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正がございます。これらでも同様のこととなっております。なお、ここに出てまいります居宅介護支援等と申しますのは、いわゆるケアマネジャー事業所で行う介護計画の策定業務でございます。

そのような事情から、この細部説明におきましては、第1条の説明を行った後、第2条以降

は第1条のこの部分と同じ内容でございますといったような説明で進めさせていただければと思っております。

それでは、議案関係参考資料3ページをお開きください。

まず、第3条の改正といたしまして、指定地域密着型サービス事業の一般原則の改正ということで、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な体制整備と従業者に対し研修等を実施するといったことを新たに規定したものですございます。

次に、第6条ほか6条分の改正といたしまして、従業者の人数、具体には夜間の訪問介護における利用者からの通報を受けるオペレーターや認知症グループホームの夜勤職員等について、併設施設の職員等と兼務できるといったような配置基準の緩和がなされております。

次に、第31条ほか9条分の改正といたしまして、各介護サービス事業の運営規程について虐待防止のための措置に関する事項を追加するものでございます。

次に、第32条ほか6条分の改正といたしまして、各介護サービス事業において、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない従業者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務づけることとし、その際、3年間の経過期間を設けること、それと、全ての介護サービス事業者に対して、適切なハラスメント対策を求める規定を追加するものでございます。

次に、第32条の2の改正といたしまして、各介護サービス事業において、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を強化するため、業務継続計画の策定や研修、訓練の実施を義務づけることとし、その際、3年間の経過措置期間を設ける規定を追加するものでございます。

議案関係参考資料4ページにお進みください。

第33条ほか2条分の改正といたしまして、各介護サービス事業者に、感染症の発生及び蔓延等に対する取組を強化するため、委員会の開催や研修、訓練の実施等を義務づけることとし、その際、3年間の経過期間を設ける規定を追加するものでございます。

次に、第34条の改正といたしまして、各介護サービス事業者の運営規程等の重要事項について、事業所への掲示に代わるものとして、ファイル等を備え付けることにより代替できることとする規定を追加するものでございます。

次に、第39条ほか2条分の改正といたしまして、訪問介護サービスにおいて、利用者の家族や地域の代表も参加して開催される運営推進会議や介護・医療連携推進会議について、テレビ電話等による開催を可能にすること、併せて、夜間対応型訪問看護事業所において事務所

と同一の建物に居住する利用者にサービス提供をする場合、同じ建物に居住する利用者以外の方にもサービス提供を行うよう努めることとする規定を追加するものでございます。

次に、第40条の2の改正といたしまして、各介護サービスにおいて、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施及びこれらの措置を適切に実施するための担当者を定めることを義務づけることとし、その際、3年間の経過措置期間を設ける規定を追加するというものでございます。

次に、第59条の15の改正といたしまして、各介護サービスにおいて、避難訓練等の実施に当たり、地域住民の参加が得られるよう地域との連携に努めることとする規定を追加するものでございます。

次に、第59条の36の改正といたしまして、デイサービスにおいて、安全・サービス提供管理委員会の会議について、テレビ電話等による開催を可能にするという規定を追加するものでございます。

次に、第65条ほか1条分の改正といたしまして、この項で規定する事業者の要件について、第110条第9項でも引用できるよう当該条項を文中に追加するとともに、小規模多機能居宅介護の利用定員について、定員を超えての弾力運用ができるとする規定を追加するものでございます。

次のページにお進みください。

第66条ほか2条分の改正といたしまして、認知症対応デイサービス事業所管理者の配置基準について、事業所の管理上支障のない場合は、事業所の他の職務及び同一敷地内の他の事業所の職務に従事することを可能にすること、また、サテライト型の事業所の管理者について、本体事業所の管理者をもって充てることを可能にする規定を追加するものでございます。

次に、第87条の改正といたしまして、小規模多機能型居宅介護において、サービス担当者会議について、テレビ電話等による開催を可能にする規定を追加するものでございます。

次に、第113条ほか1条分の改正といたしまして、認知症グループホームについて、ユニット数を弾力化するとともに、サテライト型事業所のユニット数について新たに規定するものでございます。また、施設サービスにおける個室ユニット型施設について、ユニット数の定数を緩和し、10人以下を15人までとするものでございます。

次に、第117条の改正といたしまして、認知症グループホームにおける身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の会議について、テレビ電話等による開催を可能にする規定を追加いたします。また、事業者に係る外部評価について、業務効率化の観点から、外部

の者による評価か運営推進委員会による評価のいずれか一方の評価とするというものでございます。

次に、第121条の改正といたしまして、認知症グループホームの管理者について、他の施設の管理者を兼務することを禁止しておりますが、本体事業者の管理者がサテライト型事業所の管理者を兼務することに限り可とするというものでございます。

次に、第138条ほか2条分の改正といたしまして、地域密着型の特別養護老人ホーム等における身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会において、テレビ電話等による開催を可能にする規定を追加するものでございます。

議案関係参考資料6ページにお進みください。

第158条の改正といたしまして、地域密着型の特別養護老人ホームにおけるサービス担当者会議において、テレビ電話等による開催を可能にする規定を追加するものでございます。

次に、第163条の2といたしまして、地域密着型の特別養護老人ホームにおいて、各入所者の状況に応じた栄養管理を行う規定を追加するものでございます。その際、3年間の経過措置期間を設けるとしております。

次に、第163条の3といたしまして、地域密着型の特別養護老人ホームにおいて、各入所者の状況に応じた口腔衛生管理を行う規定を追加するものでございます。その際、3年間の経過措置期間を設けることとしております。

次に、第175条の改正といたしまして、地域密着型の特別養護老人ホームにおける事故発生の防止のための委員会について、テレビ電話等による開催を可能にする規定を追加するものでございます。

次に、第203条といたしまして、各介護サービス事業者の業務負担軽減等の観点から、諸記録の保存・交付等について電磁的な方式をもって行うことができるよう規定を追加するものでございます。

なお、次の第59条ほか9条分は、各条で規定されております準用規定について整理するものでございます。

議案関係参考資料7ページにお進みください。

続けて、本改正条例のほうの2条分、大きな2条分について御説明申し上げます。

第3条、次の第8条ほか2条、2つ飛んで第27条ほか2条、次の第28条ほか1条、次の第28条の2につきましては、議案関係参考資料、ページ戻っていただきますが、3ページの同項目と内容的に同様でございます。

再度、議案関係参考資料7ページにお進みください。

7ページの第9条はページ戻っていただきて4ページの同項目と、7ページの第10条ほか2条は同じく5ページの同項目と内容的に同様でございます。

議案関係参考資料8ページを御覧ください。

第31条、次の第32条、第37条の2、第39条につきましては、議案関係参考資料4ページの同項目と同様でございます。第49条につきましても4ページの同項目と同様でございますし、第78条につきましても同様の内容でございます。

次に、第58条につきましては、介護予防小規模多機能型居宅介護の利用定員について、定員を超えての弾力運用ができるとする規定を追加するものでございます。

第74条、第79条につきましては、ページ戻っていただきて5ページの同項目と内容的に同様でございます。

議案関係参考資料9ページにお進みください。

第87条につきましては5ページの第117条の条項と、第91条、第65条ほか1条分につきましては6ページの同項目と同様でございます。

議案関係参考資料10ページにお進みください。

続けて、大きな第3条分について御説明申し上げます。

表に出てまいります第3条につきましては、先ほどと同様、3ページの第3条分と内容的に同様でございます。

第19条、第20条、第20条の2につきましては3ページの同項目と、第22条の2は4ページの衛生管理等の項目と、第23条、第28条の2は4ページの同項目と同様でございます。

第32条につきましてはテレビ電話等の活用に関するものでございますし、次のページになります第35条につきましては6ページの同項目と同様でございます。

議案関係参考資料12ページにお進みください。

続けて、大きな4条分について御説明申し上げます。

表中の第3条につきましては、やはり3ページの第3条分と同様でございます。

次に、第6条につきましては、ケアプランにおけるサービスの種類の割合や同一事業者によって提供されたサービスの割合等について、利用者に説明を行うことを事業者に義務づける規定を追加するものでございます。

次に、第15条分につきましては、サービス担当者会議におけるテレビ電話等の導入に加え、作成されたケアプランについて町から求めがあった場合は、検証の上、町に提出することを

義務づける規定を追加するものでございます。

第20条、1つ飛んで第21条の2につきましては3ページの同項目と、第21条につきましては3ページ同項目の後段と同様でございます。

第23条の2につきましては、4ページの衛生管理等の項目と同様でございます。

議案関係参考資料13ページにお進みください。

第24条、第29条の2につきましては、4ページの同項目と内容的に同様でございます。

第31条は条ずれの整理であり、第34条は6ページの同項目と同様でございます。

以上、大変長くなりましたが、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（三浦清人君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑願います。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 改正条項中、3年の経過措置というのがいっぱい出てきます。急に法律変えたからといって、あしたから人員をそろえなさいと言われてもそれは無理ですよということなので、3年の間に何とかしてくださいということだと思うんですけども、これが当町の各事業所等において十分な期間と言えるのかどうか、そこをまずお伺いしたいと思います。

それから、人材不足と感染症対策ということなんですねけれども、条項を改正されたその内容を見ると、どちらかというと人員を増やそうという話よりも、今いる人員でことここは兼任してもいいですよとか、この人たちがこの人たちにサービスするのをオーケーにしますよみたいな規制の緩和に重点が置かれているような気がして、むしろ虐待の防止であるとかハラスメントの防止であるとか、受けなければいけない研修が増えているように見受けられるんですね。ということは、今の介護従事者の皆さん、少ない人員で頑張っている皆さんの負担が逆に増えていくのかなというふうな印象を持つてしまうんですけども、国の条例の改正ですから、条例自体は改正しなければいけないんだろうとは思いますけれども、そのあたり、ただでさえ負担が大きくてなかなか仕事に就く人がいない、離職率が高いと言われている介護の現状を鑑みたときに、これがうまく機能するのかなというのは一定の疑問があるんですけども、そのあたり改正によってさらに負担が増えていってしまうようなことがないように取り計らっていけるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 御心配のところはまさにそのとおりだと思うんですけども、ただ、中身を見ていきますと、例えば認知症の基礎研修等ございます。これについてはすご

く長時間かかるというものではないようありますし、ただ、逆に言えば、事業所内については既に、正式な形でその研修を受けてはいない方もいらっしゃるかもしれませんけれども、やはり事業所内の処遇の中であらかじめもう身についているものであろうということがございます。それからあと、例えば研修について言えば、これまで有資格者、看護師であったり介護福祉士であったり、そういう方については既に資格取得の段階でこういった勉強をしてまいりますので、その方々にはこれは必要なくて、逆に、言葉がちょっとどうか分かりませんが、無資格で入られる方、新たに志して入られる方については、こういった研修を受けているので、これを義務化しましょうというふうな内容ですので、あえて言えば本来必要なことというふうなことをしっかり明文化していったという面なのかなと。

それからあと、業務継続計画等も出てまいりました。正直、ここ1年ぐらいの中で、既に事業所では業務継続計画をつくっているところが多いかと思います。そういう意味では、その取組をきっちり明文化して恒常化させていくというふうなものであると思いますので、新たにその部分での負担というのはそう大きいものではないだろうと思っております。

ただ、今回大量の改正が出てまいりました。これを一つ一つぶさに潰して、そしてこれまでやってきたことがこれに該当しているのか、していないのか、そして今回新たに改正された部分をもう一度論理づけてやっていくという作業は当然必要になりますし、その部分で事務方、そして直接処遇の職員も含めて負担が大きくなるというのは多少はあるかと思います。ただ、その中にあっても、管理者ですかそういった部分について緩和がなされたということは、ある程度現場にとってそういうものに取り組む時間的な余裕といいますか、人的な余裕も含めてそういうものを用意していただいたのかなと思っておりますので、ここは我々も事業者指導の中でいかがですかということで意を用いてまいりたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 丁寧な御説明ありがとうございます。現場は条例とか法律とかの先を行っていますよという話だと思うんですね。悲しい事故があつたり事件があつたりして、介護の現場に対するマスコミを含め注目が集まつたことがあって、そこからそういうことは何とか阻止しなければいけないという取組はもう現場では実際に始まっていて、それを法律のほうが後追いで、ではそれは研修という形でちゃんと受けなさいよと法律に書いておくからねということだろうと思いますので、今の取組を明文化されたことによってよりどころができるだろうと思いますので、しっかりと今おっしゃっていただいたような精査含めつつ、

法律になじむ形で運営していっていただければなというふうに指導をお願いしたいなと思います。それで、そのための3年の経過措置で十分でしょうか。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 十分かといえば、どちらかといえば3年以内にやり切るということが、十分であろうとなからうとといいますか、必要なのかなと。いずれ、特に緩和される部分については、これは早急に取り組んだほうが、当然ながら事業者も、例えば事業者にとっても、あるいは利用者にとってもいいというものはあろうかと思います。今まで10人しか入れなかつたものがもう少し入れると。もちろん待遇を落とすことなくというのが条件になりますけれども、そういうところがございますし、あとは、これをやりなさい、これをやりなさいということについては当然やるべきことだと。それは3年間の経過措置があるので3年後でいいですということではなく、できるなら早いほうがいいというふうなものばかりですので、そこを我々もしっかり事業者と共に、どうしたらできるのか、あるいはやっているのかということを対応してまいりたいと思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） おはようございます。

私からは、参考資料の中の8ページです。定員の遵守ということで、「過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると町長が認めた場合に、人員・設備基準を満たすことを前提に定員を超えてサービスの提供を行うことを認める規定を追加するもの」とありますけれども、何人という規定が、これには定員がこのぐらい、例えば2人とか5人オーバーするとかというのではないんすけれども、その都度、町長が認めた場合と、これに対応しての条例58条だと思うんですけども、その辺の説明をお願いします。

それから、テレビ電話、今コロナ禍になって非常にテレビ電話という新しいものができていのかなと思います。そうした中で、このテレビ電話、各事業所、これを設置する。もちろん町でも設置する。そうした中で、利用者さんと今対面できないわけですよね、コロナ禍で。今後もどのような収束するか、どの時期でするのかが分からない中で、そういうテレビ電話を利用者さんが使ってできるものなのか。それが2点目。

それから、事業者、テレビ電話つけることによって補助率があるのか、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） まず最初の8ページ、第58条分のことです。これは小規模多機

能事業所に関してなんですかけれども、この小規模多機能部分に関しては、現在の制度だと利用定員の上限が29人となっておるんですけれども、これを、本来、利用者が増えれば施設自体をもっと増やしていくというのが筋になるんですが、なかなかそこに財政的な理由あるいは人員的な理由で難しいというのであれば、町長が可ということで認めた場合、その定員を次の整備までの間、若干弾力性を持って増やしても構いませんと。ただ、ここで明確に何人ということは示されておりませんので、そこは地域の実情に応じてというふうなところにならうかと思います。

それから、テレビ電話等ということで、これはいわゆる I C T 活用を進めていただいてということになりますけれども、現在、内部の会議等については、テレビ会議、今一般的にできるように、個別名称を出していいかどうかはあれですかけれども、テレビとかでも Z o o mとかいろいろございますが、そういうものを活用できるということ。あと、利用者とそれから御家族の面会については、議員御指摘のとおり、今非常に制限をかけさせていただいている施設が多うございます。その施設については、リモート面会ということで、画面を通してですけれども面会ができるように進んでおりまして、町内ではほぼほとんどの施設ができるようになったところもございますし、それができていなかったところについては、今年度のコロナ関係の予算でございましたけれども、それに対する施設整備補助を、これたしか国費100%だったと思うのですが、これで見ておりますので、大分その対応も進んできたというところでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 国からのコロナ対策でそれは100%補助ということで、各事業者さんも安心してそういうことを推進していくものと確信して、利用者さんについては、御家族での対面がそういう形であってもできるということは非常にいいことだと思うんです。だから、できるだけそれらを推進していただいて、会えないということが利用者さん本人にとっては苦痛なことですね、非常に。ですので、こういうことを早く P R して実現できるように、残っている施設もそういうことに切り替えていただきたいと思います。

それから、もう1点なんですけれども、58条の関係なんですけれども、多機能施設なんかで29名ということで、施設が整えば弾力運営でやっていきますということの解釈になるわけですが、そういうことではないんですか。あくまでも29人、1人入れたいというときは設備をして、そして、その間はいいんだけれども設備ができたらば増やしていくという、あくまでも。その辺、もう一度お願いします。

それから、ファイリング方式で、ファイル方式を取っていくということなんですけれども、今施設に入って、その施設から例えば別な施設に行くという場合、その利用者さんのファイルはその施設で終わってしまいますけれども、今度こういうことを条項を変えることによって、ある程度のファイルを、次の施設に行くときはそれを持っていけるというそういうことが可能なのか、あくまでもこのファイルを作るとその施設だけにとどまるものなのか、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） まず最初の58条の件ですけれども、すみません、ちょっと舌足らずだったようで、小規模多機能自体は29人という定員がございますので、もっと使いたい人がいれば、本来は別な施設をどこかの事業者に整備していただくというのが筋なんですが、なかなかそこまでたどり着けないというときには、今あるところの施設の定員を弾力的に、正直言えばもうちょっと増やしても利用することを町として認めても構いませんと。そして、何人増やすかというのについては具体的な指示はないので、これも町でというふうなものですので、何か今の施設を整備したからしっかり増やしていくということではなくて、というふうなものです。

次にファイルですね。多分4ページの掲示のところのファイルのことだというふうに思いますが、各施設に、サービス事業所に参りますと、そのサービス事業所は我々のところはこういうサービスをこういう形で提供しますというものを、大概は玄関であったり、そういったところに大きなパネルにたくさん字の入ったものを掲示しなさいと。これが介護保険法で決まっているものなんですけれども、ここからは多分そうだろうということなんですが、現在コロナ禍にあって、そういったものも、掲示してあるものについても一々消毒しないとならないというふうな事案が出るよりは、ファイルにおいて見やすくして、ファイルであれば手元にありますので、消毒も簡単にできるというふうなところでの制度の変更ということで、個人に係る処遇ファイルというものではないので、そういったところでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいまの説明で分かりました。そうすると、次の施設に行くための準備期間がない場合は置いてもいいですよという弾力運営ということで分かりました。

それから、そのファイルということは、個人ファイルではなくて、あくまでも事業者さんの、そういうことで手元に。そうですね、大きくて見るのが大変、中まで入らなきゃ見られないこともあるので、玄関先でそういうファイルがあれば見やすいと思いますので、その辺は理

解いたしました。

これからコロナの収束によって、一番困っているのが利用者さんですので、その辺が利用者さんがきちんと家族と面会なりということができるような施策を考えて、この案についてはそういうことだと思いますので、理解いたしました。ありがとうございます。

○議長（三浦清人君） 9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） おはようございます。何点か伺いたいと思います。

まず第1点目なんですか、電磁的記録等というのはどういったことなのか、簡単に伺いたいと思います。

あともう1点は、先ほどより定員とか研修、テレビ電話等の話が出ていましたけれども、そこで伺いたいのは、今回のこの大きいというかいっぱいの改正で、利用する人たちが利用しやすくなるのか、それとも受け入れる人たちが介護しやすくなるのか、両面あると思うんですけれども、どのような形なのか大きな面で伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） まず1点目は、電磁的記録というふうにございます。これは2つを合わせて、電気のほうの記録は例えばパソコンとかああいうもの。それからあと、もう一つ磁気媒体というのがあろうかと思います。昔でいうところのフロッピーですとか、ああいう電子的な記録と磁気的な記録。こういったものを両方合わせて電磁的記録というふうに申しておりますので、一般的に言えばパソコンとかを使って記録を管理するという、要は紙媒体でなくてもいいですよというふうなものになろうかと思います。

それからあと、利用者側にとっていいことなのか、受入れ側なのかというところですが、議員おっしゃるとおり両方だと思います。例えば定員を弾力化する。これは使いたい人にとつては非常にいいことだと思いますし、それから、虐待防止の会議をしっかりつくりなさい、あるいはプライバシーにしっかり配慮しなさい、こういったものについては、もちろんこれも利用者側にとって大変重要なことですし、しっかりとそれが守られるということが安心感につながっていくんだろうと思います。あと、同じことを受入れ側についても、多少大変なところももちろん細かく規定していくことであるかと思いますけれども、規定が細かければ細かいほど、それを守っていればお互いしっかりとした関係の中でよいサービスを受ける、提供することができるということなですから、あえて言えばこれは両方側のメリットというふうなことだというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○ 9番（今野雄紀君） 電磁的記録というのは、パソコンの中と、あとハードディスクかそれとも何かなのか。そこでそういったデータを、先ほどの前議員も言ったんですけれども、移るときの、その施設を移ることがあるかどうか分からないんですけど、そういったときに、病院でいうならカルテみたいなものでどうからうから、それを移動できるのか、そこまでするのかどうか、その点確認をお願いしたいと思います。あと、利用する人たちが利用しやすくなるのか、受け入れる側というのの大体先ほどの課長の説明で分かりましたので、その1点だけお願いします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 個人情報の引継ぎということですので、当然ながら個人あるいは御家族の御了解を得てということになろうかと思いますけれども、どういった処遇でどういった計画をしておりましたということについては、当然ながら、媒体が何であれ、紙であれ磁気的なもの、今のところ磁気的なものについてはこの条例が通ればということになりますけれども、当然ながら次のところに引き継いでいかないと、次のところで、今までやってこういうことはなかなか、可動範囲はここまでですとかそういったところがなければ、次のところでサービス処遇ができないので、そこはしっかりとやっているというふうに思ってございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○ 9番（今野雄紀君） 今の引継ぎというか、そこの部分なんですけれども、現在はどのような形になっているのか、もしお分かりでしたら。今、もし移るとなった場合にどのような、引継ぎではないんでしょうけれども、段取りというか、どのような形なのかだけ確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 全てのケースについて知っているわけではないんですけども、私の知っているところで申し上げますと、いわゆるサービス担当者が集まって、当然在宅であればケアマネジャーが入ったり、そして次の利用したいと本人が言っているサービス事業所も合同で入って、そしてこの方についてはということで、もちろん本人も入りますけれども、そこで様々なところを確認したり、あるいは、ここで今までこういう処遇サービスをしてまいりましたということをお伝えして、じゃあよろしくお願ひしますというふうなところをしていることは、実際に現場を見たことがございます。そういった形でほかにも行われているのではないかというふうに思ってございます。

○議長（三浦清人君）ほかに。（「なし」の声あり）  
ないようありますので、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。（「なし」の声あり）  
討論を終結いたします。  
これより議案第68号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君）なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前10時56分 休憩

---

午前11時15分 再開

○議長（三浦清人君）再開いたします。

---

日程第6 議案第69号 令和2年度南三陸町一般会計補正予算（第10号）  
○議長（三浦清人君）日程第6、議案第69号令和2年度南三陸町一般会計補正予算（第10号）  
を議題といたします。  
提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君）ただいま上程されました議案第69号令和2年度南三陸町一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る財源調整を行ったほか、まち・ひと・しごと創生寄附金に係る所要額を計上するなどしたものです。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君）担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君）議案第69号令和2年度南三陸町一般会計補正予算（第10号）の細部説明を申し上げます。

1ページを御覧願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,055万9,000円を追加し、予算総額を390億5,176万

1,000円とするものでございます。

震災復興分といわゆる通常分との割合であります。補正額を加えて通常分が113億5,400万円、率で29.1%。震災復興分が約276億9,800万円、率で70.9%となります。

次に、投資的経費の割合ですが、予算全体での投資的経費の割合は50.3%になります。さらに、通常予算分だけで見た場合、投資的経費の割合は11.7%となっております。

続きまして、歳入歳出補正予算の款ごとの構成比を申し上げます。

2ページを御覧願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から申し上げます。10款地方交付税が18.8%、14款国庫支出金が41.2%、15款県支出金が2.2%、17款寄附金が0.2%、20款諸収入が0.8%、補正されなかった款項に係る額が36.8%となっております。

続きまして、歳出を申し上げます。2款総務費が12.4%、3款民生費が5.0%、5款農林水産業費が7.8%、6款商工費が1.0%、9款教育費が2.6%、13款予備費が3.3%、補正されなかった款項に係る額が67.9%となっております。

それでは、予算の詳細を御説明させていただきます。

7ページを御覧願います。

まず、歳入でございます。

10款1項1目地方交付税は特別交付税の増額であります。普通交付税では補足できない財源需要に対する特別交付税ですが、今年度増額になった分については、積雪が例年に比べて多かったことなどによって増額となったものであります。

14款2項1目1節国庫支出金の総務管理費補助金436万円の追加。こちらは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の3次配分分であります。

15款2項5目1節県支出金、新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金298万4,000円の減額。新型コロナウイルス感染症に係る事業者支援に係る県補助金の実績見込みによる減であります。

17款寄附金1項2目1節、まち・ひと・しごと創生寄附金310万円の増。年度末に事業者からの3件の寄附申出があったものであります。

20款諸収入4項2目1節、てんこ盛り商品券売上金21万円の減。購入辞退による減であります。

続きまして、歳出に入ります。

9ページを御覧願います。

2款総務費から11ページ教育費まで同じ性質のものでありますので、一括して申し上げます。今回の補正予算はほぼ新型コロナウイルス感染症対策事業に係る補正となっております。それぞれの事業において実績に基づき整理をさせていただいたもので、不用額となる見込み分について減額補正をさせていただくものでございます。唯一、9ページの中段、2款1項14目地方創生推進費であります24節のまち・ひと・しごと創生基金積立金310万円の増となっておりますが、歳入で説明させていただきましたとおり、事業者から3件の寄附申出があつたものを基金積立てを行うものでございます。

11ページは予備費、財源調整であります。

以上、簡単でございますが、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番及川です。

歳入であれば寄附金なんですけれども、まち・ひと・しごと創生寄附金、3件の事業者からの寄附金とございますけれども、この内容ですね、指定寄附なのか、その辺。歳出がまち・ひと・しごとに入っているから観光に使ってという名目だと思われますけれども、その辺の確認を行います。

それから、最終補正ということでコロナ対策が減額になっております、多くは。この1月の臨時会でも六、七千万円ぐらいの減額になっていました。そういうことからして、コロナ対策には総体的に何%の実施可能だったのか、当町としてこの事業を行うことによって、これでちゃんとできたか、その実績どおりできたのか、少し残って返す分が出たのか、その辺精査したと思うので、その辺の効果をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） まち・ひと・しごと創生寄附金なんですけれども、指定寄附とかという話ではなくて、単純にまち・ひと・しごと創生寄附金、企業版ふるさと納税ということで受領してございます。3件ということなんですか、使途としましては、高校魅力化と、それから伝承施設の関係で御寄附を頂いてございます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 新型コロナウイルス感染症対応の関係ですが、何%というお話をございましたが、1次で16事業、2次で30事業で対応しておりますが、それぞれがそれぞれの使途に応じて一定の費用を要した部分に国の交付金を充てたということでございます。当然、

一般財源も最終的には2月の補正段階では5,800万円ほどの一般財源をあてがってございました。交付金の額とすれば3億8,400万円ほどということでございますので、一財を投入してもある程度実施をしてきたというものでございまして、今回はその過不足分の最終的な補正という意味合いのものでございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると、このコロナ、当初は7,000万円の基金繰入れだったんすけれども、今お伺いすると5,300万円ですか、実質的に、単費投入ということは。そういう今の答弁で、当町としては漏れなくやったのではないかというような評価をしているようすけれども、この残額を見ると、前回の1月の補正の残額を見ても少し過大見積りだったのではないかなというような気は否めないんですけれども、その辺もう一度答弁お願いします。当町にとって、それが還元、町民に対してどの程度の、何%と数字でなければ、町民に対してどのぐらいの利便性というか、効果をなしたのかなというところをもう一度お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 先ほど申し上げました数値に誤りがございました。2月補正段階で5,800万円じゃなくて3,800万円の一般財源の内訳となっております。

何%やり切ったかと、それぞれ分野ごと違いますので、マスクの購入一つから始まっていますので、一定の効果があったものと思います。お店などもそれぞれ、このコロナ禍の中でも一定の換気対策あるいは空気の清浄対策、そういったものを公募型補助金で応募したり、ある程度は環境を整えたという部分ではかなり効果はあったというふうに思いますし、あと補正の一部で上がっておりますが、てんこ盛り商品券につきましても、今回、先ほど総務課長から辞退というお話がありましたが、明確に購入を辞退した方は1名だけです。そのほかはいわゆる購入しなかったと、権利はあったんですが、購入しなかったというものでございまして、1億5,000万円のうち42万円ほどの未購入があったということを考えますと、99%以上は達成しているものだというふうに思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） ページ数9ページ、私も積立金について伺いたいと思います。先ほどの説明ですと3件あったということなんですが、具体的の寄附先、この場でお伝えいただければと思います。

あとそれから、使い道ということだったんですが、魅力化、あと伝承施設に使うということ

だったんですけども、それは当初からそういった指定だったのかどうか確認をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君）　震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君）　お尋ねの寄附先がどこなのかというお話なんですが、寄附いただくときに公開の可否ということをお尋ねすることになっておりまして、3件のうち1件は公開を拒否されているということになってございますので、残りの2件について社名はお答えいたしますけれども、金額の内訳については示してしまいますと1件の金額が分かってしまいますので、その点御了承ください。ということで、社名なんですが、1つは株式会社グレイシャス様。それから一般社団法人東北支援会プラス様から頂いてございます。

それから、使い道なんですが、これは地域再生計画を策定してございまして、その中でもともと掲げている総合戦略に基づく4つの事業の中の区分ということで、高校魅力化と伝承施設に寄附をしたいということで申出をいただきてございますので、そこで寄附を受け取っているということでございます。

○議長（三浦清人君）　ほかに。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第69号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君）　なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これをもちまして、令和3年第2回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時31分　　閉会